

健康づくりをしながら税金対策

治療に必要な運動の費用をサポートしてくれる制度があります。

かかりつけの病院から運動療法処方箋を発行された方が
スポーツクラブを利用する場合、その料金が
医療費としてみなされ、還付を受けることができます。

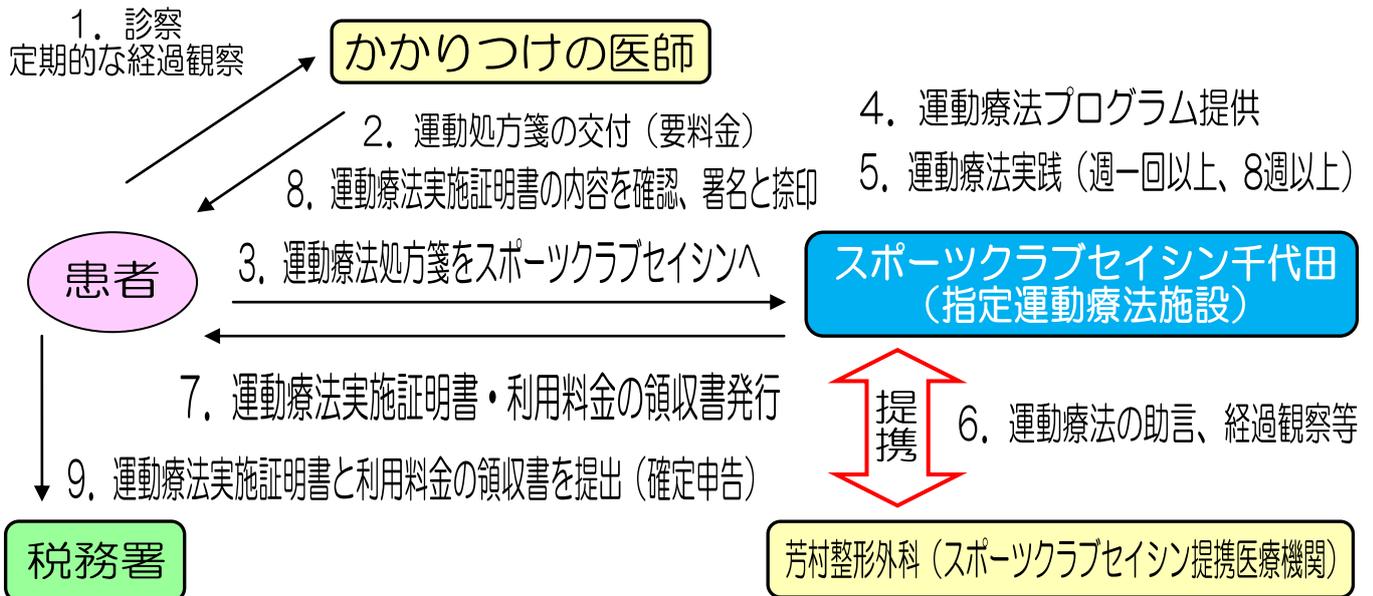


※本制度は厚生労働省より「**指定運動療法施設**」の
認定を受けているスポーツクラブをご利用になる場合のみ適用されます。

当クラブは厚生労働省認定「**指定運動療法施設**」です。

市内の指定運動療法施設は「**スポーツクラブセイシン千代田**」のみです。

還付を受けるまでの流れ



【お問い合わせ先】
スポーツクラブセイシン千代田
〒420-0810 静岡市葵区上土2丁目20番25号
TEL：054-264-6330
FAX：054-263-1145